

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	66	55	10	0	0	1	0
教育委員会	8	2	6	8	0	0	0
警察本部長	28	3	24	0	0	0	1
計	102	60	40	8	0	1	1

注1 不開示の計8件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは4件である。

2 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	34
病院事業管理者	34
教育委員会	9, 151
人事委員会	77
警察本部長	140
公立大学法人青森県立保健大学	198
計	9, 634

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる新行政不服審査法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て（以下「不服申立て」という。）の処理の状況

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ては、なかった。

(5) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての新行政不服審査法による審査請求（以下「審査請求」という。）の処理の状況

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、なかった。

(6) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出は、なかった。

## 2 事業者が行う個人情報取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況（件）	
	処理済	検討中
9	9	0

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。